

こんにちは！ CSW (コミュニティソーシャルワーカー) です。

CSW (コミュニティソーシャルワーカー) は、地域のみなさんの悩みごとや困りごとの相談に応じ、関係機関等と連携しながら一緒に解決に向けて取り組む相談員です。

各地域担当のCSWをおおむね中学校区に配置し、社会福祉協議会では新池中学校区及び市内全体の調整役を担っています。



お気軽にご相談ください！

中学校区	配置施設 (法人)	電話 FAX	担当
佐野中	泉ヶ丘園 (社福)泉ヶ丘福祉会	TEL 458-2100 FAX 458-0500	高井須藤
第三中	ホライズン (社福)水平会	TEL 460-2020 080-6192-4342 FAX 460-2670	内野
新池中	(社福)泉佐野市 社会福祉協議会	TEL 469-2155 FAX 462-5400	松崎
日根野中 長南中	ラポート <small>ともえ</small> (社福)常茂恵会	TEL 490-2030 FAX 490-2033	小倉竹田

例えば…
こんな場合

受診の支援からサービスの利用へつないだケース

【内容】

60代の一人暮らし。本人から市役所に、交通事故で頭を打った後目が見えなくなってきて生活に困っているのを助けてほしいと相談があった。経済的には不自由はないが家族とは疎遠となっている。視力は物がぼんやりとしか見えない状態。家の中は物が散乱して足元もふらついている。

CSWの支援内容

- ①本人と面談し、生活の状況を聞き取る。
- ②本人は目の不調を事故の後遺症だと話していたため、事故時に受診した病院に検査結果を確認。CTに異常はなく、改めての眼科受診を勧められた。
- ③受診に同行。緑内障・白内障と診断された。また、血圧も高く、早期に糖尿病の治療が必要ながわかった。
- ④糖尿病については医師より入院を勧められたが、本人は自宅での生活を強く希望された。
- ⑤本人の自宅での生活を支援するために、介護保険サービスが利用できるように地域包括支援センターと連携し、申請手続きを進めるとともに、ケアマネジャーにつないだ。



障害者差別解消法って知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

「合理的配慮の提供」とは…

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。



知的障がい等で説明の理解が難しい方に

複雑な説明が理解しにくい方に簡単な言葉に置き換えたり、イラストを見せながら説明する。



聴覚障がい等で聞こえない・聞こえにくい方に

災害時の館内放送を紙面やホワイトボードで書いたり、電光表示板があれば利用し、知らせる。



身体障がい等で移動が難しい方に

車椅子を利用している方が段差や階段を自力で上げられるように、スロープやエレベーターを設置する。



難病や内部障がい等で

疲れやすい・緊張しやすい方に

休憩スペースを設けたり、業務時間等を調整する。